

2020年9月11日

各位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社
(管理会社コード13444)
代表者名 取締役社長 松田 通
問合せ先 商品ディスクロージャー部 笠間 悦男
(TEL. 03-6250-4910)

ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (コード)

MAXIS S&P東海上場投信 (1553)

2. 変更の理由

指定参加者の申込にかかる利便性の向上を図るため、申込時限を変更することに伴い、申込時限にかかる規定を削除するもの。

3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

2020年10月14日	金融庁届出日
2020年10月16日	変更日

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS S&P東海上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条～③ (略)</p> <p>④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条～③ (略)</p> <p>④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、<u>その申込みの翌営業日（第3条第1項の規定に係る取得については信託契約締結日とします。）</u>を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>(略)</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第41条 受益者は、2011年4月21日以降において、自己に帰属する受益権につき、交換請求に係る一定口数（以下「交換請求口数」といいます。）の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます</p> <p>(略)</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第41条 受益者は、2011年4月21日以降において、自己に帰属する受益権につき、<u>その請求の翌営業日を受付日として</u>、交換請求に係る一定口数（以下「交換請求口数」といいます。）の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</p> <p>(略)</p>
<p>(受益権の買取り)</p> <p>第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき <p>(略)</p>	<p>(受益権の買取り)</p> <p>第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、<u>その翌営業日を受付日として</u>その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき <p>(略)</p>

以上